

東京都千代田区霞が関 1-1-4

東京高等裁判所 第 15 民事部

藤村啓 裁判官、佐藤陽一 裁判官、古久保正人 裁判官 殿

ご存知の通り、ミャンマー(ビルマ)では9月26日以降、軍事政権が僧侶や市民による非暴力デモの武力弾圧に踏み切り、200人から1000人ともいわれる人々が殺害されました。軍政は、長井健司さんら非武装の外国人ジャーナリストを銃殺し、現在も僧侶や民主化活動家、デモ参加者への襲撃を繰り返しています。

私は、このような状況下で、藤村裁判官、佐藤裁判官、古久保裁判官殿が、東京地裁によるミャンマー人への難民認定を破棄する判決を相次いで出したことに、強く抗議します。10月12日付の東京新聞(26,27面)で報道されているように、日本で難民認定を受けたミャンマー人の約9割は自己名義のパスポートで出国しています。パスポートの取得を根拠に難民性を否定する「横田陳述書」を採用し、難民性についての個別的事例を何ら検討しようとしないう今回の判決は、高裁のミャンマー情勢に対する無知と人権意識の欠如を、国内外にさらけ出すものではないでしょうか。

ミャンマー近現代史の専門家である上智大学外国語学部の根本敬教授は、「ビルマでは、投獄された政治犯が釈放後に監視対象となっていながら、旅券を発行された事例はいくつもある・・・旅券発行担当の役人がブローカーを兼ねることもあり、その場合は申請者が政治犯であっても、大金を積めば旅券は発給される」と指摘しています。また、国連難民高等弁務官事務所や国際人権団体のヒューマン・ライツ・ウォッチも、横田陳述書に対しては従来から、「実態に即しておらず、ひどい内容だ」という批判を寄せていました。

裁判官殿にとっては、今回の事件は数多くある担当裁判の一つにすぎないかもしれませんが、難民認定の可否は、本人にとっては、生死を(少なくとも一生を)かけた問題です。

今後、裁判官殿が、その国籍にかかわらず、難民認定を求める人々に対して、具体的事実の評価をすることなく、安易に同様の判決を下すことのないよう、強く要請します。

年 月 日

氏名:

住所: